

福岡市は自転車条例で 中学生にヘルメットを着用するよう 保護者への努力義務を定めています。

福岡市は自転車レーンの整備や独自の条例を制定するなど、全国的にも自転車対策に力を入れている都市であります。福岡市が平成25年4月に決定した条例によると、道交法にあるヘルメットの着用義務は小学生以下の保護者に努力義務があるだけですが、福岡市ではワンランク上げた中学生まで保護者に努力義務を定めております。ジャンプでは「日本PTA全国協議会推奨商品」のヘルメットを取り扱っておりますので、気軽にお尋ねください。

[福岡市自転車の安全利用に関する条例（平成25年4月1日施行）](#)

こちらのページを
クリックしてください

